



熊本県公報

第12013号

平成23年5月27日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定…………… (") 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 道路の供用開始…………… (") 4
- 道路の供用開始…………… (") 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の辞退…………… (障がい者支援課) 4
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永
住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例による
ものとされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 5
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 5

公 告

- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの
意見…………… (商工振興金融課) 6
- 土地改良区役員の退任及び就任の公告…………… (農村計画課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (") 8
- クリーニング師研修及び業務従事者講習会の指定…………… (業務衛生課) 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 8
- 住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネット
ワークの監理及び保守業務委託契約の落札者の決定…………… (市町村行政課) 9
- 土地改良区の解散の認可…………… (農村計画課) 9

登 載 依 頼

- 熊本県観光審議会の開催…………… (熊本県観光審議会) 9
- 荒瀬ダム撤去地域対策協議会(第3回)の開催…………… (企業局総務経営課) 10
- たも網及びすくい網によるガザミの採捕禁止
…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 10

正 誤

- 平成23年4月5日熊本県教育委員会告示第7号(文化財の
解除)中…………… (文化課) 10
- 平成23年4月5日熊本県教育委員会告示第8号(文化財の
解除)中…………… (") 10
- 平成23年4月22日熊本県教育委員会告示第8号(文化財の
指定)中…………… (") 10
- 平成23年4月28日熊本県教育委員会告示第9号(文化財の
解除)中…………… (") 11
- 平成23年5月6日熊本県公告第236号(土地改良区役員
の就任)中…………… (農村計画課) 11

告 示

熊本県告示第554号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス 太子郷 八代市東片町452番地1	株式会社アース	平成23年5月23日

熊本県告示第555号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス 太子郷 八代市東片町452番地1	株式会社アース	平成23年5月23日

熊本県告示第556号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成23年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ゆう訪問介護事業所 山鹿市山鹿430番地4ノーブルハイツ103	社会福祉の会ゆう株式会社 山鹿市山鹿430番地4ノーブルハイツ103 名越 成秋	平成23年 6月1日	4310500220	居宅介護・ 重度訪問介護

熊本県告示第557号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成23年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市御所浦町御所浦字越地1725番、1732番、1734番1、1734番2、1735番、1736番、1739番から1744番まで、1747番から1749番まで、1749番1、1762番、1779番、1780番、1781番1、1784番、1786番、1789番、字大迫1868番、1869番、1871番、1872番、1874番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字越地1762番、1739番・1748番・1779番・1780番・1784番・1786番・字大迫1869番（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第558号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保

安林の指定をする。

平成23年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市牛深町字小浦1693番1、1697番、1698番1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年5月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	畑中山鹿線	山鹿市山鹿字宥明堂 1310番1地先から 同所 1310番1地先まで	前	12.1 ～ 12.1	27.1	単計改
			後	12.1 ～ 24.0		

2 区域を変更する期日 平成23年5月27日

熊本県告示第560号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年5月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土不知火線	宇土市網引町字城ノ迫 336番地先から 同所 336番地先まで	前	4.7 ～ 5.6	12.2	単道改 (改築に伴う 拡幅)
			後	4.7 ～ 6.4		
		宇土市網引町字迫 717番1地先から 同所 723番3地先まで	前	4.4 ～ 5.3	38.5	
			後	5.1 ～ 10.9		

2 区域を変更する期日 平成23年5月27日

熊本県告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年5月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	清和砥用線	上益城郡山都町目丸字寺道 1915番地先から 同所 1907番1地先まで	85.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成23年5月27日

熊本県告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年5月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	南田内大臣線	上益城郡山都町長原字小倉迫 701番2地先から 同町長原字山中 582番1地先まで	171.0	活力基 盤改築 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成23年5月27日

熊本県告示第563号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により次の特定旧法指定施設から指定の辞退があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定辞退年月日	事業所番号	サービスの種類
もくせい学園 山鹿市中字村上6 19番地の3	社会福祉法人 宥明会 山鹿市中字村上619 番地の3 廣田 昭次	平成23年 7月31日	4310500113	知的障害 者通所授 産施設

熊本県告示第564号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年5月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	上漆田東間 下線	人吉市蟹作町字矢櫃 3718番55地先から 同市東間上町字中村 3365番1地先まで	240.0	単道改 (バイ パス発 生)

2 供用を開始する期日 平成23年5月27日

熊本県告示第565号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成23年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔柔道整復師〕)

施術所名称	施 術 者	施 術 所 所 在 地	指 定 年 月 日
くまもと保健整骨院	村上 強	上益城郡嘉島町井寺3125番地1	平成23年5月2日

熊本県告示第566号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指 定 年 月 日
デイサービス ゆた〜と 山鹿市鹿本町来民584番地4	特定非営利活動法人くたみ み渋うちわ会	平成23年6月1日

熊本県告示第567号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指 定 年 月 日
デイサービス ゆた〜と 山鹿市鹿本町来民584番地4	特定非営利活動法人くたみ み渋うちわ会	平成23年6月1日

熊本県告示第568号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指 定 年 月 日
デイサービスひなた 荒尾市下井手188番地	株式会社九州介護福祉サービス	平成23年5月20日

公 告

熊本県公告第 2 7 0 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。
平成 2 3 年 5 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第 1 3 6 3 号	炭酸カルシウム肥料	2 0 . 0 粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分：5 5 . 0 可溶性苦土：2 0 . 0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	岩崎工業株式会社 熊本県玉名郡玉東町大字稲佐 3 0 1	平成 2 9 年 5 月 2 4 日

熊本県公告第 2 7 1 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定により平成 2 2 年 1 2 月 8 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
平成 2 3 年 5 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
城南ショッピングセンターパームス
熊本市城南町下宮地新田 4 3 0 番地の 1 ほか
- 熊本市の意見の概要
当該店舗の駐車場は、駐車場法の規定による路外駐車場に該当し、自動車の駐車のために供する部分が 5 0 0 平方メートル以上であるものは、建築基準法その他の法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準等に適合する必要があるが、出入口 No. 8 は同基準に適合していないと思われる。また、駐車場 No. 1 の車路に同基準に適合していない箇所が見受けられる。
- 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
平成 2 3 年 5 月 2 7 日から平成 2 3 年 6 月 2 7 日まで

熊本県公告第 2 7 2 号

阿蘇郡西原村に事務所を置く小森土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。
平成 2 3 年 5 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	古庄 開	阿蘇郡西原村大字小森 8 0 0 番地
理事	高木 茂	阿蘇郡西原村大字小森 3 9 番地
就任		
理事	古庄 澄雄	阿蘇郡西原村大字小森 8 0 0 番地
理事	坂田 忠政	阿蘇郡西原村大字小森 4 7 8 番地

熊本県公告第 2 7 3 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。
平成 2 3 年 5 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン天草ショッピングセンター
天草市亀場町食場 7 4 0 ほか
- 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
本渡ショッピングセンター	イオン天草ショッピングセンター

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社コックス 代表取締役 荻原久示	株式会社コックス 代表取締役 池内清和
株式会社三城 代表取締役 多根裕詞 東京都中央区銀座二丁目 7 番 1 7 号	株式会社三城 代表取締役 中尾文彦 東京都品川区北品川四丁目 7 番 3 5 号
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 菊池敬一 愛知県愛知郡長久手町大字長湫上鴨田 1 2 番地 1	株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 白川篤憲 愛知県名古屋市長久区上社一丁目 9 0 1 番地
株式会社ソノヤ 代表取締役 山下利明	クローズアップ・ソノヤ株式会社 代表取締役 森崎邦雄
有限会社ブルーポイント 代表取締役 益田佳明	有限会社ブルーポイント 代表取締役 益田健明
エステール株式会社 代表取締役 丸山朝	A s - m e エステール株式会社 代表取締役 丸山雅史
スナップス販売株式会社 代表取締役 成岡富士夫 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番地	(退店)
株式会社オンデーズ 代表取締役 田中修治 東京都豊島区南池袋一丁目 1 6 番 2 0 号	(退店)
有限会社みつみ 代表取締役 向 徹 天草市五和町御領 9 6 5 1 番地 1	(退店)
株式会社ぶ〜け 代表取締役 土井素直 福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目 5 番 6 号	(退店)
株式会社ワイズ 代表取締役 松下和裕 天草市亀場町亀川 1 8 7 7 番地 1	(退店)
(出店)	株式会社キタムラ 代表取締役 C E O 北村正志 高知県高知市本町四丁目 1 番 1 6 号
(出店)	株式会社東京ブッククラブ 代表取締役 池澤裕伸 熊本市上通町 5 番 1 号
(出店)	株式会社熊本菓房 代表取締役 布井吉治 熊本市戸島町 9 2 0 番地 3

- 3 届出年月日
平成 2 3 年 4 月 2 8 日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び天草地域振興局
総務振興課
- (2) 縦覧期間 平成23年5月27日から平成23年9月27日まで

熊本県公告第274号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成23年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン天草ショッピングセンター
天草市亀場町食場740ほか
- 2 変更しようとする事項：大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 午前6時から午後10時まで
変更後 24時間
- 3 変更年月日
平成23年4月29日
- 4 届出年月日
平成23年4月28日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
(1) 縦覧場所 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び天草地域振興局
総務振興課
(2) 縦覧期間 平成23年5月27日から平成23年9月27日まで

熊本県公告第275号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を次のとおり指定した。

平成23年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
(1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
(2) 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の種類
第1型クリーニング師研修及び業務従事者講習
- 3 研修及び講習の開催年月日及び会場
(1) 平成23年8月21日 天草市民センター（天草市東町3番地）
(2) 平成23年11月27日 八代ハーモニーホール（八代市新町5-20）
- 4 研修及び講習の科目及び時間数
(1) 研修
ア 衛生法規及び公衆衛生 1時間（うち継続者時間数 30分）
イ 洗たく物の受取、保管及び引渡し 1時間
ウ 洗たく物の処理 1時間
エ 繊維及び繊維製品 1時間（うち継続者時間数 30分）
(2) 講習
ア 衛生法規及び公衆衛生 1時間（うち継続者時間数 30分）
イ 洗たく物の受取、保管及び引渡し 1時間
ウ 洗たく物の処理 1時間
エ 繊維及び繊維製品 1時間（うち継続者時間数 30分）
- 5 受講料
(1) 研修受講料 5,000円（特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習会を併せて受講する場合には、8,000円）
(2) 講習受講料 4,500円
- 6 研修及び講習の問合せ先
財団法人熊本県生活衛生営業指導センター
（熊本市白山一丁目4番9号 末永ビル2階 電話096-362-3061）

熊本県公告第276号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字南沖野5666番263
385.52平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市麻生田五丁目2番11号
曾根 暁子
菊池郡菊陽町大字津久礼2962番地6
佐藤 誠

熊本県公告第277号

特定調達契約につき、契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成23年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部市町村局市町村行政課行政班
郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成23年3月14日
- 4 契約の相手方の氏名及び所在地
財団法人地方自治情報センター
東京都千代田区一番町25
- 5 契約に係る契約金額
58,547,777円（うち消費税及び地方消費税の額2,787,989円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第278号

天草市に事務所を置く河浦町土地改良区理事長池田裕之から申請のあった土地改良区の解散について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により平成23年5月18日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼**熊本県観光審議会公告第1号**

熊本県観光審議会の会議を次のとおり開催する。

平成23年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成23年5月30日（月）
午後1時30分から午後3時00分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ 3階 「たい樹」
- 3 議題
(1) 委嘱状交付
(2) 次期観光立県推進計画の策定方針について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手順は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

(3) 「くまもと観光賞」の選考については、個人に関する情報等が含まれるため
プライバシー保護の観点から非公開とする場合がある。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県観光審議会事務局
(熊本県商工観光労働部 観光経済交流局 観光課 観光企画班)
(電話096-333-2332)

熊本県企業局公告第3号

荒瀬ダム撤去地域対策協議会(第3回)を次のとおり開催する。
平成23年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開催日時

平成23年6月3日(金)
午前10時から正午まで

2 開催場所

八代市坂本町坂本4228-12
八代市坂本支所2階 会議室

3 議題

荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況等について

4 傍聴者の定員

20人

5 傍聴手続

- (1) 荒瀬ダム撤去地域対策協議会(以下「協議会」という。)の傍聴を希望する者は、協議会の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行うこと。
- (2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。
- (3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県企業局総務経営課荒瀬ダム撤去準備室
電話番号096-333-2600

天草不知火海区漁業調整委員会指示第144号

ガザミ資源保護のため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。
平成23年5月27日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 堤 泰博

1 指示の内容

不知火海の熊本県海域においては6月1日から6月30日までの間、たも網及びすくい網によりガザミを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

平成23年5月27日から平成24年3月31日までとする。

正 誤

平成23年4月5日熊本県教育委員会告示第7号(文化財の解除)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
11	4	熊本県教育委員会告示第8号	熊本県教育委員会告示第7号

平成23年4月5日熊本県教育委員会告示第8号(文化財の解除)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
11	12	熊本県教育委員会告示第9号	熊本県教育委員会告示第8号

平成23年4月22日熊本県教育委員会告示第8号(文化財の指定)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
11	28	熊本県教育委員会告示第10号	熊本県教育委員会告示第8号

平成23年4月28日熊本県教育委員会告示第9号（文化財の解除）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
11	30	熊本県教育委員会告示第11号	熊本県教育委員会告示第9号

平成23年5月6日熊本県公告第236号（土地改良区役員の就任）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
10	10	上益城郡益城町大字上陣461番地	上益城郡益城町大字上陣461番地